

福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例

提出理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を、福島過疎・中山間地域振興条例の対象地域とするため、所要の改正をしようとするものである。